

会 員 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人神緑会定款（以下「定款」という）第27条の規定に基づき、会員、入退会、入会金、年会費、社員総会及びその他に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会 員

(会員の権利と義務)

第2条 定款第8条第1項第1号の正会員は、一般社団法人の社員として、社員総会の議決権、役員選挙の選挙権及び被選挙権、その他法人からの受益権を有し、入会金及び年会費の納入義務を負う。

2 定款第8条第1項第2号の学生会員は、神戸大学医学部在籍者のうち、入学時以降に入会金を納付した者とする。前項の正会員としての権利義務は有さないが、医学生としてこの法人の事業に参加し、受益者になることができる。なお、卒業後は手続きを経ることなく定款第8条第1項第1号の正会員となる。

3 定款第8条第1項第3号の特別会員および第4号の名誉会員は、この法人に対する権利義務を有さない。ただし、神戸大学医学部以外の出身となる教授または准教授として敬意を表するとともに、社員総会に出席して、この法人に対する助言をすることができる。

4 定款第8条第1項第5号の賛助会員は、社員総会の議決権、役員選挙権及び被選挙権はないが、正会員同様の法人からの受益権を有し、入会金及び年会費の納入義務を負う。

5 定款第8条第1項第1号の正会員のうち、定款第13条第2項の規定により正会員資格を停止された者は、社員総会の議決権、役員選挙権及び被選挙権を有さないが、法人が開催する事業への参加（支部活動を含む）は、原則として自由とする。ただし、個々の事業によっては、正会員に比べて受益権に制約を受け、または、サービス提供が有料となる場合がある。

6 神戸大学医学部卒業者のうち未入会の者は、前項を準用する。

第 3 章 入会及び退会

(入会の基準)

第3条 定款第9条第4項の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この法人の目的に賛同して入会する意思があること
- (2) 所定の入会申込書に必要事項を記入したうえで、事務局に提出すること
- (3) 入会金及び年会費を支払う意思があること
- (4) 社員総会に出席し（代理人、書面若しくは電磁的方法による出席を含む）、法人の意思決定に参画する意思があること
- (5) 定款第13条第1項各号に掲げる資格喪失の事由に該当していないこと

(退会の方法)

第4条 退会しようとする者は、所定の退会届に必要事項を記入したうえで、事務局に提出しなければならない。

- 2 退会の時期は、退会届を提出した日の属する事業年度の末日とする。ただし、即時に退会したい旨の申し出を受けたときは、事務局は速やかに退会処理を行わなければならない。

(正会員資格停止の手續)

第5条 事務局は、定款第13条第2項に該当した正会員に対して、次の各号に掲げる内容を記載した通知書を発送する。

- (1) 正会員資格を停止させる旨
 - (2) 理由
 - (3) 正会員資格停止の予定日
 - (4) 正会員資格停止を回避するための手段
- 2 前項の通知に対して、正会員資格停止予定日の直前の業務日の業務終了時間までに、未納となっていた年会費のうち最後の3年分を納入した者は、正会員資格の停止を免れる。
 - 3 第1項の通知に対して、前項の未納年会費の納入を行わなかった者は、正会員資格停止の予定日に正会員資格を停止する。

第 4 章 入会金及び年会費

(入会金及び年会費の額)

第6条 入会金及び年会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 30,000円
- (2) 年会費 5,000円

（納入時期）

第7条 入会金は、神戸大学医学部医学科の入学時に納付する。ただし、定款第8条第1項第1号イに該当する者及び第5号の賛助会員は、入会に係る申込みの際に納入する。

- 2 毎年4月1日現在で在籍する正会員及び賛助会員は、当該年度の年会費の支払義務を負う。

（年会費納入の督促）

第8条 事務局は、各年度に1回以上、年会費の未納者に対して、会費納入の督促を行うものとする。

（年会費の還付制度）

第9条 この法人の支部は、年会費の納入について、当該支部に所属する会員への働きかけを行うよう努めなければならない。

- 2 事務局は、当該年度の年会費の納入額を支部ごとに集計し、納入額の10%（千円以下切捨て）を支部助成金として各支部に還付することができる。

（入会金及び年会費に関する特例）

第10条 かつて法人格を有しない同窓会神緑会に終身会費を納入した者は、この法人の入会金を納入したものとみなす。

- 2 かつて法人格を有しない同窓会神緑会の40周年記念事業基金に10万円以上を寄附した者は、この法人の年会費を免除する。ただし、事務局は、本項該当者に対して年会費の納付依頼を行うことができるものとし、本項該当者は、任意でこれに応ずることができる。
- 3 かつて法人格を有しない同窓会神緑会の終身会費を納入しないで年会費を納入し、その額が3万円以上に達した者は、この法人の入会金を納入したものとみなし、3万円を超えた部分は年会費にあてる。

（年会費の減免）

第11条 次の各号に該当する場合は、正会員の年会費を減免することができる。ただし、減免を受けようとする者は、本条に該当する旨を申請し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 疾病、災害その他やむを得ない事由により、長期にわたり業務に従事できなかったとき…その程度に応じて減免

第5章 社員総会

（代理人による議決権行使の方法）

第12条 定款第22条（議決権の代理行使）に基づき、議決権を行使する場合は、社員総会招集通知書に同封された委任状に、署名押印したものを事務局に提出して行うことを原則とする。

- 2 前項にかかわらず、社員総会への出席者数が、定款第20条に規定する定足数に達しないことが見込まれる場合は、事務局は、議決権委任署名簿を社員に回覧して署名押印させることにより、議決権を他の社員に委任する意思を表示させることができる。

（書面による議決権行使の方法）

第13条 定款第23条（書面による議決権行使）に基づき、議決権を行使する場合は、社員総会招集通知書に同封された議決権行使書面に、議案ごとに賛成又は反対の記載を行ったうえで、署名押印したものを事務局に提出して行う。

（電磁的方法による議決権行使の方法）

第14条 定款第24条に基づき、電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員総会招集通知書に同封された会員ID及びパスワードを用いて、この法人のホームページ中の議決権行使画面にてログインを行い、決議事項への可否その他必要事項を入力したうえで、当該データをこの法人の電子計算機に送信する方法により行う。ただし、事務局において電磁的方法に対応したシステムの整備が完了した後に実施するものとする。

第6章 補 則

（未入会者への対応）

第15条 この法人は、神戸大学医学部卒業者にとっての唯一の統括団体となるため、この法人の役職員及び評議員は、未入会者を減少させるためのあらゆる対策を企画するとともに、正会員及び学生会員は、未入会者に対する入会の勧誘に努めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則を改正するには、定款第20条第1項の社員総会における決議を必要とする。
- 3 この規則は、平成26年7月1日より施行する。